

※本公募は、国庫補助金の交付決定を前提とした準備手続きであり、国庫補助金の交付決定後に効力を生じるものです。国における審査で否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

※本委託事業に係る関係機関との調整は、契約締結後に実施するものであるため、公募段階での接触は控えること。

令和7年度沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業仕様書

1 業務目的

本県人口は、令和2年には約147万人にまで達したが、既に生産年齢人口はピークを越え、今後は本県においても人口減少や少子高齢化が進展することが見込まれており、アフターコロナ、SDGs、脱炭素社会といった社会的な動向も踏まえつつ、これからの県民の日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現や観光等の交流促進、並びに環境負荷低減が求められているところである。

一方で、年々増加する県民の自動車保有台数及びレンタカーの増加により、特に中南部都市圏では交通渋滞が慢性化しており、渋滞による生活の質及び労働生産性の低下、観光需要喪失等に係る様々な影響が生じており、交通環境から派生する課題の解決は依然道半ばである。この他、高齢化の進展等に伴って、運転免許返納後における自家用車以外の移動手段確保等への対応も将来的に必要なようになってくると想定される。

これらの課題に対応するため、現時点から、過度な自家用車利用から公共交通への行動変容を促すことが肝要である。

本事業では、国が主導する「沖縄交通リ・デザイン」や本県策定予定の「次世代交通ビジョンおきなわ 2045(仮称)」※等の各種計画に係る取り組みと連携し、沖縄の持続可能な交通環境構築に向けた取り組みとして、県民等の行動変容に向けたパブリックインボルブメント（以下「PI」という。）を実施する。

※次世代交通ビジョンおきなわ 2045(令和7～8年度に策定予定)：本県において『中南部都市圏の慢性的な交通渋滞』、『公共交通空白地域の解消』を2本の柱に、戦後100年(2045年)の県内陸上交通の将来像を描くもの。

2 履行期間

契約の日から令和8年3月27日まで

3 業務内容

(1) 実施計画の作成及び実施準備

本業務に必要な計画（実施手法、スケジュール等）の策定を行う。

【留意点】

○本PIは沖縄県地域公共交通計画等への反映を視野に取り組みすることとしているため、別途本県が主催する「市町村連携交通会議」と連携し、関係市町村が、本PIの結果を踏まえた意見交換会を行う機会を盛り込むこと。

(2) 県民等参加型ワークショップ（以下「WS」という。）の検討・準備

WS開催に向け、事前に関係者との連絡・調整を行い、実施手法やスケジュール等を検討するとともに、WSに必要な資料作成、ファシリテーターとの調整、会場確保・設営等のほか、必要な支援を行う。

(3) 県民等参加型WSの開催・運営等（概ね7～12月）

ア 県民等参加型WS等の開催・運営

主に企業勤務者を対象とし、県民等のありたい姿やその背景に抱える課題・事情をくみ取りながら、その実現のために必要な交通の選択肢・施策などを提案し、需要サイドが主体となった沖縄の交通サービスデザインを実現していくためのWS等を実施する。なお、手法イメージについては参考資料の別添「沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業の手法イメージ」を確認すること。

【留意点】

- ①対象とする企業は、比較的規模が大きく幹線道路に近接しており、社内の職場環境改善に前向きに取り組むなど行動変容とそれによる効果が期待しやすい企業を検討すること。
- ②WSは、集合開催への対応が困難な企業も参加できるよう、WEB開催にも対応するハイブリット型を基本とすること。
- ③国も同様に企業に対するWS等を実施する場合、本県主催WSへの参加企業に対する負担が過度なものとならないようにする観点から、開催時期や内容が被らないよう、適宜国と連絡調整を行い、必要に応じて時期や内容の変更を検討すること。
- ④WS参加者が住民や観光客に対する調査等を行う場合は、これに対する支援（手法、テーマ・設問の検討等）を行うこと。
- ⑤WS資料等については、WS実施1週間前までに県の確認を終えること。
- ⑥WSの運営及び当日の進行、講師、議事録作成、ファシリテーターの確保等を行うほか、その他必要な支援を行うこと。

イ 観光客や移動困難者等に対するヒアリング・アンケート調査の実施

観光客や移動困難者（必要に応じて企業）等へのヒアリング・アンケート調査を実施する。

【留意点】

- ①効果的なアンケート調査を実施できるようにするため、QRコードを活用した

WEB アンケートを基本とすること。

②設問設定に当たっては、必要に応じて関係機関との調整に対応すること。

③ヒアリング・アンケート調査の対象については事前に県と調整を行うこと。

④アンケート・ヒアリング調査の実施にあたって、必要な支援（関係者との調整、資料作成、進行、議事録作成等）を行うこと。

(4) PI 結果分析

PI (WS、アンケート・ヒアリング調査) の結果、課題等を整理・分析し、考察する。

(5) 報告書等作成

ア 国が主導する「沖縄交通り・デザイン県民運動推進会議（仮称）」等への報告資料の作成

本事業は国が主導する沖縄交通り・デザインの取り組みと連動するものであるため、別途国が主導する「沖縄交通り・デザイン県民運動推進会議（仮称）」等と連携して実施していく必要がある。このため、当会議等に対する報告資料等※の作成を行う。

※現時点で年間数回程度、1回あたり10～20頁程度を想定。

イ 「県民等が望む移動・交通の姿」の作成

(3)の結果等を取りまとめ、分析したうえで「県民等が望む移動・交通の姿」を作成する。

なお、当該資料は外部へ公表することを意識し、図・表・グラフ等を用いて整理し、県民等に分かりやすい資料となるよう留意すること。

※現時点で、数頁程度のパワーポイント等をイメージ。

ウ PI (WS、アンケート・ヒアリング調査) の結果、課題等の整理・分析、考察結果等を取りまとめた報告書の作成

【留意点】

○本県は、地域公共交通計画や関連施策等へ反映させることを視野に、概ね3年間に渡る事業展開を検討しており、令和8年度は令和6年度及び7年度のPIを踏まえた実証事業の実施を想定しているため、実証事業も企画検討し、報告書へ登録すること。

○「次世代交通ビジョンおきなわ2045（仮称）」や各種計画の策定に参考となるよう、令和6年度及び7年度のPI結果分析を整理すること。

(6) 打ち合わせ協議等

ア 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。

イ 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、打ち合わせ協議を実施する（WEBでも可）。打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。

4 参考資料

「沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業の手法イメージ」（PDF データ）

「沖縄県地域公共交通計画（令和6年5月策定）」（沖縄県 HP）

（URL：<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/dorokotsu/1012558/1012583/1029326/1029329.html>）

5 成果品

3の(1)～(5)の内容をとりまとめた報告書を提出する。

(1) 報告書

PI（WS、アンケート・ヒアリング調査）の結果、課題等の整理・分析、考察結果等（ワードファイル、A4、100頁程度）

(2) 概要版及び「理想の姿（素案）」（仮称）

※それぞれ、パワーポイント等で3～10頁程度

(3) 提出部数

- ・報告書：2部（A4縦カラー・横書き・左とじ）
- ・電子データ（CD-ROM：1枚、データ形式は別途指定）

(4) 納品期限

令和8年3月27日（金）

(5) 納品場所

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（7F）

沖縄県企画部交通政策課公共交通推進室

6 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負させるときは、この限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力および集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

7 委託業務の経理等

- ・ 当該委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要であること。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合がある。
- ・ 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の使途を明らかにすること。

8 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

9 特記事項

- ・本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、その取り扱いについて双方協議の上、取り決めるものとする。
- ・本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、県の許可なく他に流用してはならない。
- ・本業務を遂行するにあたり、必要な資料がある場合は、本課職員と協議するものとする。
- ・本業務の成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- ・本事業の業務実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分に講ずること。
- ・本仕様書に記載の委託業務の内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。